

兼業許可申請不許可処分取消等請求事件

原告

被告 東京都

証拠説明書

令和3年5月21日

東京地方裁判所裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 竹内 明 美

同 船 戸 暖

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 1	兼業許可等申 請書兼兼業実 績報告書	写し R2. 11. 25	原告、原 告訴訟代 理人弁護 士	原告が、令和2年11月25日、兼業許可 申請を行ったこと。
甲 2	原告作成の漫 画	写し R2. 8 頃	原告	本件兼業許可申請の兼業内容である漫画執 筆の具体例。原告の描く漫画は、原告が育 児休暇を取得して育児をしたことで感じた ことなどを描くものであること。

甲 3	審査請求書	写し	R3. 2. 17	原告、原告訴訟代理人弁護士	原告が、令和3年2月18日、東京都人事委員会宛に審査請求を行ったこと。
甲 4	国家公務員の兼業について (概要)	写し	H31. 3	内閣官房 内閣人事局	平成31年3月に政府が通知した国家公務員の兼業許可基準においては兼業時間数について、週8時間以下かつ平日(勤務日)3時間以下であることが目安とされていること。
甲 5	Gmail (副業申請について)	写し	R2. 7. 15		本件申請が許可された場合に原告が得る見込みであった印税額は60万円程度であったこと。
甲 6 1 ~ 3	原告に対する原稿依頼のDMのスクリーンショット	写し	R2. 8. 25 ~ R3. 1. 15		原告は、本件申請にかかる漫画執筆に関連して様々な原稿依頼を受けているが、本件申請の不許可を受けて断らざるを得ない状況であること。

以上